**とちぎクリーンプラザ基幹的設備改良工事及び**

**包括的業務委託事業（第三期）**

**落札者決定基準**

令和４年６月２９日

栃木市

目　　次

[1. 本書の位置付け 1](#_Toc100665435)

[2. 落札者決定の手順 2](#_Toc100665436)

[2.1 参加資格審査 3](#_Toc100665437)

[2.2 基礎審査 3](#_Toc100665438)

[2.3 加点審査 3](#_Toc100665439)

[2.4 開札 7](#_Toc100665440)

[2.5 総合評価点の算定 7](#_Toc100665441)

[3. 落札者の決定 7](#_Toc100665442)

# 本書の位置付け

本書は、栃木市（以下「本市」という。）が「とちぎクリーンプラザ基幹的設備改良工事及び包括的業務委託事業（第三期）」（以下「本事業」という。）を実施する事業者を募集及び選定するにあたり、入札参加者を対象に公表する入札説明書と一体のものである。

また、本書は、事業者選定にあたって、入札参加者のうち最も優れた提案を行った者を客観的に評価し選定するための方法、基準等を示すものである。

なお、本書に別段の定めがある場合、または文脈上別異に解することが明らかである場合を除き、本書に定めのない用語の定義は入札説明書の記載に従う。

# 落札者決定の手順

本事業を実施する事業者は、本施設の設計、建設及び運営を通じて、効率的・効果的かつ安定的・継続的なサービスの提供が求められる。したがって、事業者の選定にあたっては、入札価格のほか、事業者の有する高度な能力やノウハウ等の入札価格以外の要素を加えて総合的に評価し落札者を決定する総合評価一般競争入札方式を採用する。落札者決定の手順は以下に示すとおりである。

入札書類の提出

参加資格審査申請書類の提出

参加資格審査

失格

提案書の提出

入札書の提出

提案書の

基礎審査

開札

失格

提案書の

加点審査

入札価格の

加点審査

総合評価値の算定

最優秀提案者の選定

落札者の決定

無効

基礎審査を

満たしていない場合

予定価格を

超えていた場合

審査

参加資格が確認できない場合

ヒアリング

## 参加資格審査

本市は、入札参加者から提出された参加資格審査申請書類により、入札説明書に記載した入札参加者が満たすべき参加資格要件の具備を確認する。確認の結果は入札参加者の代表企業に対し通知する。なお、参加資格要件の具備が確認できない場合は失格とする。

## 基礎審査

#### 審査方法

本市は、入札参加者から提出された提案書が本書に示す基礎審査項目を満たしているか否かを審査する。確認の結果は入札参加者の代表企業に対し通知する。

基礎審査項目について１項目でも満たさないことが確認された場合は失格とする。全ての基礎審査項目を満たしていることが確認された場合、当該提案書について加点審査を行う。

【基礎審査項目】

| 審査対象 | 審査項目 |
| --- | --- |
| 共通事項 | ・提出が求められている書類が揃っていること。・提案書全体について、同一事項に対する２通り以上の提案又は提案事項間の齟齬、矛盾等がないこと。・提案書全体について、指定された構成（項目の構成、ページ数制限等）となっていること。 |
| 基幹的設備改良工事に関する事項 | ・各様式（「様式集」参照）に対して記載された提案の内容が、要求水準を満たしていること。 |
| 運営業務に関する事項 | ・各様式（「様式集」参照）に対して記載された提案の内容が、要求水準を満たしていること。 |
| 事業計画に関する事項 | ・各様式（「様式集」参照）に対して記載された提案の内容が、要求水準を満たしていること。・リスク分担について、入札説明書等で示したリスク分担方針と齟齬がないこと。 |

## 加点審査

#### 審査方法

とちぎクリーンプラザ包括的業務委託事業者審査委員会（以下、「審査委員会」という。）は、入札参加者から提案された提案内容について、総合的に審査を行う。

入札価格以外の提案内容については、次の(2)　審査項目に基づき(3)　得点化方法により内容点を算出する。

#### 審査項目及び配点

加点審査における審査項目及び配点については、本市が本事業に期待する事項の必要性又は重要性を勘案して設定したものである。

【加点審査における審査項目及び配点】

| 審査項目 | 評価の視点 | 配点 | 評価のポイント | 対応する様式 |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| １．基幹的設備改良工事に関する事項 | 24点 | － | － |
|  | （１）性能に関する事項（８点） | ア 施設機能の回復 | 2点 | ごみ処理能力を回復させるとともに、ごみ質・ごみ量の変動に対し安定稼働に向けた対策を講じているか。 | 13-1 |
| イ 公害防止性能の確保 | 2点 | 排ガス、騒音・振動、処理生成物等の公害防止性能を確保するとともに、性能向上を図っているか。 | 13-1 |
| ウCO2排出量の削減 | 4点 | エネルギー回収量の増加や、省エネルギー機器の導入等により、本施設のCO2排出量を３％以上削減しているか。 | 13-2 |
| （２）設計に関する事項（４点） | ア 設計・施工業務対象機器における維持管理性の保持・向上 | 2点 | 設計・施工業務の対象設備・機器における維持管理性や運転操作性を維持するとともに、その向上を図っているか。 | 13-3 |
| イ 省資源化への取り組み | 2点 | 設計・施工業務で使用する資機材は、省資源化に配慮された製品等を採用するよう取り組まれているか。 | 13-3 |
| （３）施工に関する事項（12点） | ア ごみの搬入・処理に配慮した工事計画 | 4点 | 施設を稼働しながらの工事となるため、ごみの搬入及び処理に支障がないよう配慮した工事計画となっているか。また、工事期間中の外部処理量を最小限にする配慮がなされているか。 | 13-4 |
| イ 工事中の安全対策 | 2点 | 施設稼働に伴う人や車両の動線に配慮し、工事中の安全対策には十分注意しているか。 | 13-5 |
| ウ 工事中の環境保全対策 | 2点 | 工事中は災害対策に万全を期し、周辺住民への排ガス、騒音、振動等の公害防止にも十分配慮しているか。 | 13-5 |
| エ 地元への配慮 | 4点 | 施工段階における地元（本市内）企業の活用及び資材の発注について配慮しているか。また、美化活動や環境教育活動など地域貢献活動予定の内容が具体的に示されているか。 | 13-6 |

| 審査項目 | 評価の視点 | 配点 | 評価のポイント | 対応する様式 |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| ２．運営業務に関する事項 | 28点 | － | － |
|  | （１）業務実施体制（８点） | ア 業務実施体制及び人員配置 | 2点 | 運営業務に適した業務実施体制が構築され、十分な資格・経験を有する人員が配置されているか。また、バックアップ体制について配慮されているか。 | 14-1 |
| イ 労働安全衛生・作業環境管理・防火管理・施設警備・防犯体制及び連絡体制（通常時及び緊急時） | 2点 | 緊急時を含め、本市への連絡・報告体制及び危機管理体制が確保されているか。また、連絡・報告手順が具体的に示されているか。 | 14-1 |
| ウ 地元への配慮 | 4点 | 運営段階における地元（本市内）企業の活用、資材の発注及び雇用について配慮しているか。また、美化活動や環境教育活動など地域貢献活動予定の内容が具体的に示されているか。 | 14-2 |
| （２）運転管理業務（14点） | ア 計量業務及び搬入管理 | 2点 | ごみ処理手数料徴収、搬入車両安全確保や処理不適物混入防止など搬入管理にあたり重視する点とその対応が適切か。 | 14-3 |
| イ 運転管理業務（ごみ焼却施設） | 2点 | 要監視基準値の遵守に向けて、設備・運転管理にあたり重視する点とその対応が適切か。 | 14-3 |
| ウ 運転管理業務（リサイクルプラザ、リサイクルセンター） | 2点 | 資源化の純度・回収率の向上に向けて、設備・運転管理にあたり重視する点とその対応が適切か。 | 14-3 |
| エ 焼却残渣の適正処理 | 2点 | 灰溶融処理によりスラグ化されない焼却残渣等が発生した場合に重視する点とその対応が適切か。受注者の責による場合と発注者の都合による場合それぞれについて、灰溶融設備を停止した場合の対応が示されているか。 | 14-4 |
| オ 搬出物の管理・資源化の促進 | 2点 | ごみ焼却施設より搬出される処理残渣及び資源化物を適正に管理するとともに、資源化を促進するための具体的な提案がなされているか。 | 14-4 |
| カ 余剰電力の最大化及び適正管理 | 4点 | 余剰電力を最大化するために必要な対策と適正に電力会社等へ供給するための具体的な提案がなされているか。 | 14-5 |
| （３）維持管理業務 （保守管理・補修点検）（４点） | ア点検・検査及び補修計画 | 2点 | 設備・機器の点検・検査及び補修計画策定にあたって、重視する点とその対応が適切か。 | 14-6 |
| イ 備品・什器・物品・用役の調達計画及び管理 | 2点 | 運転計画に基づき、経済性や供給安定性に配慮した備品・什器・物品・用役の調達を計画するとともに、災害発生時など緊急時対応を考慮しているか。 | 14-6 |
| （４）環境管理業務（２点） | ア 環境保全計画 | 2点 | 運営期間中、公害防止条件及び環境保全基準に係る協定書に基づき遵守状況を監視するための要監視基準等が適切に設定されているか。 | 14-7 |
| ３．事業計画に関する事項 | 8点 | － | － |
|  | （１）経営計画・事業収支計画（２点） | ア 経営計画・事業収支計画 | 2点 | 事業の効率性、事業収支の安定性確保及び各年度の委託料平準化のための方策が示されているか。 | 15-1 |
| （２）リスク管理計画（６点） | ア リスク管理に係る、リスク管理方針や信用補填手段を含めた対策 | 2点 | リスク管理体制が確保され、リスクに係る管理方針、信用補填手段を含む対策が適切か。 | 15-1 |
| イ 災害発生時の対応 | 4点 | 災害発生時の安全確保対策並びに事業継続に向け、適切な計画及び方策が示されているか。 | 15-2 |
| 合計 | 60点 | － | － |

#### 提案内容の得点化方法

提案内容について、「2.3 (2)　審査項目及び配点」の審査項目ごとに評価に応じて得点を付与する。提案内容の審査項目及び評価ポイントは「2.3 (2)　審査項目及び配点」に示すとおりとする。

なお、提案内容の審査項目について次の表に示す５段階評価に基づき各項目の評価を行う。

| 評価 | 判断基準 | 得点化方法 |
| --- | --- | --- |
| Ａ | 特に優れている。 | 配点×1.00 |
| Ｂ | ＡとＣの中間程度。 | 配点×0.80 |
| Ｃ | 優れている。 | 配点×0.60 |
| Ｄ | ＣとＥの中間程度。 | 配点×0.40 |
| Ｅ | 要求水準を満たす程度。 | 配点×0.20 |

## 開札

#### 入札価格の確認

開札を行い、入札書記載の金額が入札説明書に規定する予定価格の金額の範囲内であることを確認する。開札の結果、入札書記載の金額が入札説明書に規定する予定価格の金額を超える場合は無効とする。

#### 価格の得点化方法

下記の方法により価格点を算定する。

価格点　＝　40点　×（最低入札価格／入札価格）

## 総合評価点の算定

内容点と価格点を合計した値を総合評価点とし、当該総合評価点が最も高い提案を行った入札参加者を最優秀提案者として選定する。なお、総合評価点が同点の場合は、内容点が最も高い入札参加者を最優秀提案者とする。内容点も同点の場合は、当該入札参加者によるくじ引きで最優秀提案者を選定する。

（総合評価点の算定式）

|  |
| --- |
| 総合評価点（100点満点）＝ 内容点（60点満点）＋価格点（40点満点） |

# 落札者の決定

本市は、審査委員会の審査結果を踏まえ、落札者を決定する。

落札者が決定した際には、その結果を本市の公式サイトで公表する。